

## 「大野屋活用事業」に係る公募型プロポーザル実施要項

令和7年五條市公告第29号に基づく公募型プロポーザルについては、五條市プロポーザル実施ガイドラインに定めるもののほか、この要項によるものとする。

### 1. 目的（趣旨等）

この要項は、五條市が管理する大野屋を活用し、地域のにぎわいづくりや活性化につなげるため、施設の利用者（以下、「利用者」という。）として最も適した者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定める。

### 2. 業務等の概要

- (1) 名 称 大野屋活用事業
- (2) 履行場所 五條市新町2丁目5番12号
- (3) 事業内容 地域のにぎわいづくりや活性化のため「大野屋」を活用及び維持管理し、物販や飲食物の提供を行う。
- (4) 履行期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間・予定）

### 3. 事業所管課

〒637-8501 五條市岡口一丁目3番1号  
五條市産業環境部産業観光課 産業振興係  
電 話 0747-22-4001（内線210）  
FAX 0747-22-2202  
E-Mail s-shinko@city.gojo.lg.jp

### 4. 実施スケジュール

| 内容           | 期限等                  |
|--------------|----------------------|
| 公告           | 令和7年2月28日（金）         |
| 質問提出期限       | 令和7年3月5日（水）正午（必着）    |
| 質問回答日        | 令和7年3月7日（金）          |
| 参加資格確認書の提出期限 | 令和7年3月12日（水）午後5時（必着） |
| 参加資格審査結果通知   | 令和7年3月13日（木）         |
| 企画提案書等の提出期限  | 令和7年3月17日（月）午後5時（必着） |
| 選定委員会の審査日    | 令和7年3月21日（金）（予定）     |
| 特定結果の通知      | 令和7年3月26日（水）（予定）     |
| 契約締結の手続      | 令和7年4月1日（火）（予定）      |

### 5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 公告日現在、五條市の5・6年度物品・役務の競争入札参加資格者名簿において、業種名「建物管理類業務」あるいは「その他業務」に登録のある者。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に五條市建設工事等請負契約に

係る入札参加停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、五條市税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当していない者
  - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体において法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月五條市条例第 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - ② 暴力団(五條市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 参加者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。
- (8) 参加者の中で、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (9) 上記（1）に該当しない者については、必要書類の提出により参加資格を認められた者であること。

## 6. 参加資格の確認

本プロポーザルに参加しようとする者は、上記 5. に掲げる参加資格を有することの確認を受けるため、五條市の 5・6 年度物品・役務の競争入札参加資格者名簿に登録のある者は下記（1）の①の書類を登録のない者は①～⑧の書類を提出しなければならない。

### （1）提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 2）
- ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式 2 の 2）
- ③ 法人登記の履歴事項全部証明書(法人)又は身分証明書(個人事業者) （写し可）
- ④ 納税証明書等

国 税：法人(その 3 の 3)、個人事業者(その 3 の 2) （写し可）

五條市税：本社・本店等又は契約等の権限を支社・支店等に委任する場合に、当該支社・支店等の所在地が五條市の場合 （写し可）

- ⑦ 上下水道料金収納証明書：五條市内の事業者のみ（写し可）
- ⑧ 委任状（様式 2 の 3）

※参加資格確認用、支社・支店等にプロポーザル及び契約の権限を委任する場合の

み

(2) 提出期限 令和7年3月12日(水)午後5時まで

(3) 提出場所 3. 事業所管課に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便(簡易書留可)又はレターパックプラスで提出すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者には、令和7年3月13日(木)午後5時までに、審査結果を電子メールにて通知する。

参加資格が無い旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して3日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)以内の開庁時間にFAX又は電子メールにより任意様式の書面を送付し、説明を求めることができる。

## 7. 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書の鑑(様式5)と提案書類を提出期限までに全て提出するものとする。

(1) 提出期限 令和7年3月17日(月)午後5時まで

(2) 提出場所 3. 事業所管課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便(簡易書留可)又はレターパックプラスで提出すること。

(4) 提出部数 正本(社名入り)1部、副本(社名無記名)7部

(5) 記載内容等

企画提案書に記載すべき事項及び留意点は次のとおりとする。

① 本業務における「主たる部分」

建物管理類業務における総合的企画、業務遂行管理とする。

② 特定テーマに対する提案

(ア) コアタイム(10時~15時)の運営手法について

(イ) コアタイム以外(早朝または夕方以降など)の運営手法について

| 番号 | 提案内容(評価項目)           | 記載にあたっての留意事項                                        | 様式  |
|----|----------------------|-----------------------------------------------------|-----|
| ①  | 業務実施方針及び手法(実施フロー・体制) | ・業務の実施方針、業務のフロー・体制に対して簡潔に記載する。                      | 様式6 |
| ②  | 業務における独自の提案          | ・業務に対する独自の企画提案を具体的に記載する。<br>※3枚以内に記載すること。           | 様式7 |
| ③  | 特定テーマに対する提案          | ・7.(5)②に記載の特定テーマに対する企画提案を具体的に記載する。<br>※3枚以内に記載すること。 | 様式8 |

(6) 注意事項

① 企画提案書の用紙企画はA4判とする。

② 文字サイズは、10.5ポイント以上とし、片面印刷でページ番号を付すこと。

③ 特色やアピールしたいポイントなど、簡潔に記載すること。

④ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。

- ⑤ 別紙仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ⑥ 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。図、絵、写真等の使用は、可とする。
- ⑦ 別紙仕様書に示すもの以外に、本要項の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

## 8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、まとめて1回のみとし次のとおり電子メールによる質問書（様式1）の提出に限り受け付けます。

- （1）受付期間 公告日から令和7年3月5日（水） 正午まで
- （2）提出方法等 3. 事業所管課まで電子メールで提出してください。  
※送信後、担当係まで、送信したことを電話連絡してください。
- （3）回答方法

質問があった場合、令和7年3月7日（金）午後5時までに質問及び回答の内容をまとめて五條市ホームページに掲載します。なお、本プロポーザルに直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

## 9. 候補者の選定方法

本プロポーザルは、プレゼンテーション及び企画提案書に対するヒアリングにて選定委員会が審査を行う。

### （1）プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 時間は20分以内で説明、10分程度のヒアリング、計30分間程度（準備時間を除く）
- ② プレゼンテーションを行う者は、本業務の責任者又は担当者とする。なお、ヒアリングについては、同席している他の者も可とする。
- ③ プレゼンテーションは、提案書に記載した内容に限る。追加資料などを配布及び使用することはできない。
- ④ プレゼンテーションの資料やスライドの中には、提案者を特定することができるような表示をしないこと（質疑応答においても同様とする。）
- ⑤ プレゼンテーションの方法は任意とする。電源、スクリーンは本市で準備するが、プレゼンテーションに使用するパソコン、プロジェクタ等は準備すること。
- ⑥ 欠席した場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに五條市へ電話連絡し、その指示に従うこと。
- ⑦ すべての提案者のプレゼンテーション及びヒアリング終了後、各選定委員による評価点の集計を行い、その集計結果により受託候補者を選定する。

### （2）審査日時、場所及び出席者

- ① 日 時 令和7年3月21日（金）午前中（予定）
- ② 場 所 五條市岡ロー丁目3番1号 五條市役所 1階 コミュニティルーム
- ③ 出席者 2名以内

## 10. 審査及び選定・評価方法、失格事項

### （1）審査及び選定

9. に定める候補者の選定方法を基に下記の評価方法により審査し、評価得点の合計点が最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点者とする。なお、評価得点の合計点が同点の場合は、「③特定のテーマに対する提案」の評価得点が高いほうを上位とし、次点者についても同様とする。

なお、選定委員会が一定の評価得点に達した団体がないと判断する場合は、受託候補者なしとする。また、本プロポーザル参加者が1者の場合は、各選定委員の合計評価得点が一定の評価得点に達していれば受託候補者とする。一定の評価得点とは、各選定委員の合計評価得点の合計点が総評価得点500点の7割以上であることとします。

## (2) 評価方法

| 番号     | 提案内容（評価項目）           |            | 評価方法（評価基準）                              | 評価得点（配点） |
|--------|----------------------|------------|-----------------------------------------|----------|
| ①      | 業務実施方針及び手法（実施フロー・体制） | 実施方針       | ・本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。         | 30       |
|        |                      | 実施手順       | ・実施フロー等で示す業務実施手順の妥当性が高い場合に優位に評価する。      |          |
| ②      | 業務における独自の提案          | 独自性<br>実現性 | ・提案内容が独自性の高い場合に優位に評価する。                 | 30       |
|        |                      |            | ・事業の目的が達成可能な提案である場合に優位に評価する。            |          |
| ③      | 特定テーマに対する提案          | 的確性        | ・仕様書等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。       | 40       |
|        |                      |            | ・着眼点（地域特性）、問題点、解決方法等が網羅されている場合に優位に評価する。 |          |
|        |                      | 独創性        | ・実績等に基づく、前例のない提案がある場合に優位に評価する。          |          |
| 合計評価得点 |                      |            |                                         | 100      |

## (3) 失格事項等

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とし本プロポーザルへの参加資格を失うものとします。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- ③ 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング時に出席しなかったもの
- ⑤ 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

### 11. 特定結果等の通知

選定委員会の審査結果を踏まえ受託候補者として特定します。候補者が特定された後、審査結果について候補者として特定された者に対しては採用となった旨、候補者として選定されなかった者に対しては理由を付して採用されなかった旨をそれぞれ通知するとともに、特定結果を五條

市ホームページで公表します。

## 1 2. 参加の辞退

参加資格確認申請書の提出後において、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届（様式4）を提出してください。

- （1）提出日時 令和7年3月19日（水）午後5時まで
- （2）提出場所 3 事業所管課に同じ
- （3）提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便（簡易書留可）又はレターパックプラスで提出すること。

## 1 3. 契約準備行為等

- （1）本プロポーザル方式は、令和7年度予算等の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものです。
- （2）本プロポーザル方式に係る令和7年度予算等が成立した場合は、令和7年4月1日以降に受託候補者（当該契約予定者）と契約を締結するものとします。ただし、予算等が成立しなかった場合には本プロポーザル方式に係る契約を行うことはできず、参加者が要したすべての費用について本市に請求することはできません。
- （3）審査結果の発表から契約締結日までの間に前記5.参加資格要件の各号に記載する本プロポーザル方式に参加するものに必要な資格を失ったことが判明した場合は、失格となります。

## 1 4. その他前各号に掲げるもののほか必要な事項

- （1）本要項等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- （2）様式は、全て五條市ホームページからダウンロードして使用すること。
- （3）書類の作成、提出及びその説明への参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- （4）提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- （5）提出された書類の差し替え及び再提出は認めません。
- （6）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- （7）本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認めません。あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができることとします。